

平成25年(ワ)第38号等「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

原告ら準備書面（被害総論9）

原状回復慰謝料とふるさと喪失慰謝料の関係について

2015（平成27）年7月10日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 安田 純治 外

はじめに

本準備書面では、前回進行協議期日における裁判所からの求釈明にこたえ、平成25年(ワ)第38号、同第175号、平成26年(ワ)第14号、同第165号「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件で請求している慰謝料（以下、「原状回復慰謝料」という。）と平成25年(ワ)第94号及び平成26年(ワ)第166号「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故損害賠償請求事件で請求している慰謝料（以下、「ふるさと喪失慰謝料」という。）について、それぞれ、その具体的内容を改めて整理した上で、二つの慰謝料の関係性について述べる。

第1 原状回復慰謝料について

1 被侵害利益

既に繰り返し述べてきたとおり、原告らは、原状回復請求及び原状回復慰謝料

請求の被侵害利益について、憲法13条の幸福追求権から導かれる人格権の一種たる平穩生活権、すなわち、「放射性物質によって汚染されていない環境において生活する権利」、「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穩な生活をする権利」と主張している。

2 被害の具体的内容

(1) 多様な被害

原告らは、原状回復慰謝料を請求するにあたって、その被害の具体的内容について、以下のとおり、原告ら1人1人の居住していた地域、地域汚染の程度（放射線量等）、従事していた職業や社会活動、本人の年齢や同居家族の構成、避難行動の有無など、さまざまな事情により現れ方の異なる多様な被害を主張・立証してきた。

(2) 政府等の避難指示が出されていない地域に居住する原告の被害

政府等の避難指示が出されていない地域に引き続いて居住する者、すなわち「滞在者」は、福島第一原発から拡散し、降り注いだ放射性物質によって汚染された地域に住み続ける中で、放射線被ばくとこれによる健康影響への不安を抱えながらの生活を余儀なくされ続けている。具体的には、①汚染地域に滞在し続けていることによる自己及び家族への健康影響に対する不安、②地域の汚染や商圈の縮小などの原因により生業（典型的には農業）が成り立たなくなることへの不安、③環境回復や健康被害予防策の不十分さや遅れによる精神的苦痛、④釣りやハイキングなど自然環境下での活動を制約されたり、子どもを屋外で遊ばせることができないなど被ばくを避けるためによる生活上の支障や経済的負担の増加、⑤家族や地域社会内での被ばくや除染等をめぐる意見の対立による精神的苦痛等の被害が現れている。

(3) 政府等の指示に基づかない避難生活を続ける、あるいは一時的に避難生活をしていた原告の被害

政府や自治体の避難指示が出されていない地域では、地域が放射性物質に汚染

された中、住民は、避難するか否かの選択を迫られた。その結果、政府等の指示に基づかない、いわゆる「自主的避難」を選択した場合、本件事故前に暮らしていた地域において、健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする事が出来なくなる。つまり、①従前の生活・生業の基盤から切り離され、避難生活を送ることに伴う生活上経済上の困難や苦痛、②家族や地域社会からの分断と意見対立などの被害（ここまでは、「自主的避難者」と政府等の避難指示に基づく避難者とで共通である。）、③自己の避難行動が政府等の公的機関からオーソライズされず、賠償や各種の支援策から取り残されていることによる精神的苦痛や経済的・社会的困難、④本件事故前に居住していた地域に滞在している者との意識の分断と対立、そしてそれによって増大するさらなる精神的苦痛などが被害として現れている。

なお、従前、原告らは、「避難生活そのものに伴う肉体的精神苦痛や経済的困難、従前の生活・生業の基盤の喪失、従前生活していた地域社会からの分断・疎外感」を避難者の具体的な被害の内容として挙げてきたところ正確に表現すれば、上述した「従前の生活・生業の基盤から切り離され、避難生活を送ることに伴う生活上経済上の困難や苦痛」である。

(4) 本件事故当時、政府等による避難指示区域に居住していた原告の被害

政府等指示に基づく避難者（強制的避難者）にも、本件事故前に暮らしていた地域において、健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする事が出来なくなることで、(3) ①・②の被害と、これに加え、③家族との間における放射線の健康影響や帰還の見通しなどについての意見対立や④地域住民間の分断と放射線の健康影響や帰還の見通しなどについての意見対立による精神的苦痛などが代表的な被害として現れている。

(5) 被害の共通性

これらの多様な被害は、「放射性物質による地域汚染とこれによる放射線被ばく」という客観的事実を根源として、「健康影響への強い不安や懸念」を抱かざ

るを得なくなり、それぞれ自らのリスク判断によって一定の行動（避難をするか、地域にとどまるか）などをとらざるを得なかったことによって発生したという共通性がある。すなわち、放射性物質による地域汚染から生じた「健康影響への強い不安や懸念」を中核とした精神的苦痛という共通性（被侵害利益の共通性）をもって、一律に月5万円の慰謝料を請求しているのである。

（6）小括

そして、居住地域の環境が原状回復されるまで、原告らは「健康影響への強い不安や懸念」を抱え続けるのであるから、（2）～（4）に述べた具体的な被害も日々発生し続ける。原状回復慰謝料とは、まさに、原状回復されるまで現在進行形で日々発生し続けている精神的苦痛に対する慰謝料なのである。

第2 ふるさと喪失慰謝料について

1 被侵害利益

原告らは、本件事故由来の放射性物質による居住地の汚染等の理由によって、原告らが本件事故までに築き上げてきた、その生存の基礎となる生活基盤の総体（「ふるさと」）を不可逆的に失ったことについての精神的苦痛について、賠償を求めている（ふるさと喪失慰謝料）。

平成25年（ワ）第94号及び平成26年（ワ）第166号「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故損害賠償請求事件の訴状や原告ら準備書面（被害総論6）でも述べ、また、後述するとおり、「ふるさと」とは、単に本件事故当時、居住していた土地をさすのではなく、各原告らの享受してきた自然環境を前提に、家庭生活、自己の生業、知人・友人との人間関係などの諸要素によって構成された、その人らしい生活を営むための基盤の総体をいう。それは地域に根ざし、その地域に居住していた人と人とのつながりによって構成されており、個々の構成要素に分解することのできない、固有かつ代替性のないものである。

そこで、原告らは、被告らに「ふるさと」を不可逆的に失わせしめられたこと

によって、憲法13条が保障する「その人らしく豊かに生きる」という人格権を全面的に侵害されたとして、慰謝料等を求めているのである。

2 被害の具体的内容

原告ら各人は、地域の自然環境を前提に、それぞれその人らしい生活を営むために、これまでの人生と生活を通じて、多様な生活上の基盤を築き上げてきた。人の生活基盤には、職業生活、学業生活、社会生活、地域における多様な結びつき、生きがいの源となる諸活動など複数あり、複数の生活基盤が重層的に、密接に組み合わせ、その総体が、その人らしい生活を営む不可欠な基盤となっている。そのため、それが総体として維持されるのでなければ、その人らしい豊かな生活を送ることができない。一部の生活基盤だけでも、単に生存することはできるが、それは憲法13条が保障する人格権の実現である生存とは程遠い。これについては、原告ら準備書面（被害総論6）で詳述したとおりである。

たとえば、原告澤内桂子（原告番号H-0018 以下、「原告澤内」という。）は、本件事故前、自家菜園で野菜や果物を作るという生きがいを持ち、さらには、その収穫物を近隣住民へお裾分けしたり、逆に近隣住民から自家菜園の収穫物を貰ったりする近隣との濃密な人間関係を形成するなどして、原告澤内らしい豊かな生活を送っていた。原告澤内の自宅がある居住制限区域について、政府は、2017（平成29）年3月までに同区域の指定を解除する方針であるが、いまだその見通しは不透明である。仮に、同区域の指定が解除されたとしても、近隣住民が戻らなければ、従前の人間関係は復元されず、原告澤内が自家菜園を再開しても、近隣住民が戻らなければ、お裾分けもできず、自家菜園で野菜等を作る生きがいも復元しないだろう。つまり、自家菜園という生きがいの源となる活動が復元したとしても、近隣との人間関係という生活基盤が戻らなければ、原告澤内が、従前謳歌していた彼女らしい生活を営むことはできない。また、原告澤内にとって、30年以上続けてきた音楽教室を営む中で、子ども一人一人の個性に合わせて曲を選び、子ども達が各々一つの曲を完成させる中で見せる成長に接すること

も、何よりの生きがいであった。しかし、今後、原告澤内の自宅は避難区域の指定が解除されたとしても、高線量地域に子ども達が全員戻ることはありえず、そうである以上、本件事故前の音楽教室を取り戻すことはできない。このように自家菜園と近隣との人間関係という一面や、音楽教室とそれを通じての子ども達との関わりという一面を見ただけでも、原告澤内が本件事故までに築き上げてきた「その人らしい豊かな生活を送る人格的な利益」が侵害されたことは明らかである。

そして、本件事故まで構築してきた「ふるさと」に対する愛着や、「ふるさと」に戻って本件事故前と同様の豊かな生活を送りたいという気持ちは、たとえ「ふるさと」を失ったとしても消えるわけではないのだから、「ふるさと」を失ったことによる精神的苦痛は筆舌に尽くしがたく、全人格に及ぶ利益に対する損害として、提訴時点で少なくとも2000万円を下らないと評価されるべきである。

3 原告らが提訴時点において、確定的・不可逆的に「ふるさと」を失ったこと

(1) 長期間、居住者が存在しなかったことによる地域荒廃

平成25年(ワ)第94号事件提訴時点(以下、「第一次提訴時点」という。)において、国の指示等によって強制的に避難させられてから、すでに2年もの月日が経過している。その間、地震によって壊れた道路も街並みもインフラも復旧されることなく、放置されたままであった。長期間にわたって人の手入れが行き届かなかった多くの住居は、動物が跋扈し、物が荒らされ、糞まみれになったり、雨漏りで黴だらけになったり、床材が抜けそうになるなど、居住に耐えない状態となった。

長期間にわたって地域全体が放棄され、よって、原告らが、本件事故が発生するまで豊かな生活を送っていた地域は、物理的に荒廃したのである。

(2) 将来帰還しないと考えられる住民が多数存在すること

ア 福島県作成「平成25年度 県内各市町村環境放射能測定結果」(甲C69)によれば、第1次提訴時点(2013〔平成25〕年5月30日時点)での空間線

量は、次のとおりである。なお、下記表では、各行政区の生活の中心地の線量を示すべく、基本的には役場での計測結果を抜粋し、また、各行政区の中での最高値も抜粋した。

行政区	役場等名称	役場等空間線量 (μ Sv/h)	行政区最高値計 測地点名称	行政区最高値空 間線量(μ Sv/h)	備考
双葉町	双葉体育館	4.33	山田多目的集会所付近	15.66	双葉町役場での計測結果がないため、双葉体育館を記載
大熊町	大熊中学校	5.32	夫沢三区地区集会所	28.55	大熊町役場での計測結果がないため、大熊中学校を記載
浪江町	浪江町役場	0.14	小丸多目的集会所	22.01	
富岡町	旧富岡町役場	2.55	小良ヶ浜	5.10	
檜葉町	檜葉町役場	0.20	中平集会所そば	0.76	
川内村	川内村役場	0.10	村営バス停留所 (貝ノ坂地区)	1.06	
広野町	広野町役場	0.14	広野町老人デイサービスセンター	0.21	
葛尾村	葛尾村役場	0.28	葛尾村柏原地区	4.34	

上記表を見ても、原告らの居住地の空間線量が、本件事故から2年以上経った時点で、低くとも 0.10μ Sv/h、高いところで 28.55μ Sv/hもの高い数値であったことが分かる。

イ そして、このように長期間にわたって高線量状態が計測されている地域に、帰還することができないと考える住民が多数いることは紛れもない事実である。帰還に対する住民の志向や町の方針については、原告ら準備書面6でも述べたとおりである。

2013(平成25)年5月にアンケート調査を実施した結果である浪江町被害実態報告書(甲C25)によれば、上記表のとおり、浪江町役場の空間線量は、他の行政区のそれと比して比較的低いものの、帰還すると答えた者は、約17%に過ぎず、「帰還しない」と明確に回答した者の割合は、約35%にも上った(甲C25 p20)。帰還意思に関する回答を年齢別に整理すると、「帰還しない」と明確に回答した者の割合は、20歳未満で約50%、20代で約46%、30代

で約44%、40代で約42%、50代で約37%、60代で約33%、70代以上で約26%と、40代以下の若い世代は4割以上に上っている（甲C25p21、22）。

上述のとおり、本件事故前に原告らが築き上げた生活基盤は、職業生活、学業生活、社会生活、地域における多様な結びつき、生きがいの源となる諸活動など複数あり、複数の生活基盤が重層的に、密接に組み合わさって構成されている。そして、原告ら準備書面（被害総論6）でも述べたとおり、高齢者等の非生産人口ばかりでは、それぞれの生活基盤が成立しないことは客観的に明らかである。2013（平成25）年5月時点で帰還しないと考えている者が特に若い世代で4割以上にも上っている以上、同時点において、原告らが豊かな生活を送っていた生活基盤の総体は、確定的に失われたと評価できる。

（3）小括

以上の事情によって、原告らは、第一次提訴時点において既に、本件事故までに築き上げてきた「ふるさと」を確定的・不可逆的に喪失したと言えるのである。

4 避難指示の解除や一部住民の帰還によって「ふるさと」が戻るわけではない

政府は、2015（平成27）年6月12日、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の避難指示を2017（平成29）年3月までに解除するなどの方針を閣議決定した。現在、全町において避難指示解除準備区域に指定されている檜葉町で、お盆前に避難指示の解除がなされる可能性がある旨報道されている。

しかし、上述のとおり、提訴時点において確定的・不可逆的に「ふるさと」を喪失した以上、提訴後に生じた事情によって、それが翻ることはない。

除染が進んで、空間線量がある程度低減した地域が増え、道路、水路、港湾、空港等の交通・通信施設、動力・エネルギー関係施設、上下水道・灌漑・排水施設等の固有のインフラが整備されるなど物理的に地域が復興しても、本件事故前の人口構成で人々が帰還し、社会的インフラや産業が完全に回復し、地域社会生活が成り立つ状態にならなければ、総体としての生活基盤の重要な部分は欠けた

ままであり、その人らしい元の豊かな生活を享受することができない。

仮に原告が、本件事故前に居住していた地域へ、物理的に帰還したとしても、従前の豊かな生活を送ることができるまでには、各人がその生活基盤を構築したのと同じだけの時間をかけて、再度、生活基盤を構築していなければならぬのである。

このように、避難指示の解除やそれによる一部住民の帰還が進んだとしても、提訴時点で確定的に「ふるさと」を失ったという事実が覆るわけではない。

第3 原告らが請求する二つの慰謝料の関係性

第1で述べたとおり、原状回復慰謝料とは、居住地域の環境が原状回復されるまで、原告らが抱え続ける「健康影響への強い不安や懸念」を中核とし、現在進行形で日々発生し続けている精神的苦痛に対する慰謝料である。

これに対し、ふるさと喪失慰謝料とは、第一次提訴時点（2013〔平成25〕年5月30日）において、原告らが本件事故までに築き上げてきた、その生存の基礎となる生活基盤の総体を確定的・不可逆的に失ったこと自体についての精神的苦痛に対する慰謝料である。

このように、これら二つの慰謝料は、全く異なる内容の精神的苦痛に対するものであって一切重複しない。

以上